

佐賀縣市町村合併支援プラン

平成14年 6月26日
改正 平成15年 1月 6日
改正 平成15年 6月 3日
改正 平成16年11月15日

1 趣 旨

本県においては、平成12年7月に「佐賀縣市町村合併推進要綱」を公表し、その中で「市町村合併の推進方策」を示すことにより、市町村合併の積極的な推進を図ることとしたところである。

その後の、県内各地域における市町村合併に向けた具体的な動きを踏まえ、今後県が実施する市町村合併の推進方策を、改めて取りまとめるとともに、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）の期限である平成17年3月末までに、多くの市町村で市町村合併の協議が着実に進められ、合併後の新市町村への速やかな移行及び一体的なまちづくりを実現できるよう、市町村の取組みを積極的に支援していくため、必要な事項を定めるものとする。

2 支援体制

知事を本部長とする「佐賀縣市町村合併推進本部（平成13年5月7日設置）」の下、市町村合併に向けた取組を全庁挙げて支援する。

3 支援策

（1）合併協議会に対する支援

平成17年3月末までの合併又は平成17年3月末までに県に合併の申請を行い、平成18年3月末までの合併を目指す合併協議会に対して、合併協議の進捗に応じた支援を行うものとする。

合併協議会支援補助金

法定合併協議会及び合併重点支援地域に指定された地域の市町村で構成された任意合併協議会の活動に要する経費の一部を助成する（16年度限りとする。）

（補助率）	協議会の活動に要する経費	1 / 2
	広報啓発に要する経費	10 / 10

（上限額）10,000千円（1協議会当たり単年度）

法定合併協議会事務局への県職員の派遣

法定合併協議会が設置された場合には、要望があれば、県の負担により、職員を派遣し、市町村建設計画の策定や合併協議などの業務に従事させる。

法定合併協議会委員としての県職員の参画
法定合併協議会が設置された場合には、要望があれば、学識経験者の委員として、
県職員が参画する。

(2) 合併市町村に対する支援

平成17年3月末までに合併した新市町村又は平成17年3月末までに県に合併
の申請を行い、平成18年3月末まで合併した新市町村に対し、合併後のまちづく
りが円滑に行われるように、以下の支援を行う。

合併市町村交付金

合併市町村に対し、構成市町村数に応じ、合併後5年間を限度として、10億円
を上限とする交付金を交付する。

なお、新市町村の発足に当たって、合併前から整備する必要があると特に認めら
れる事業については、合併前であっても交付金を交付できるものとする(全ての関
係市町村での合併の議決が終了した場合に限る。)

合併関係市町村数	交付金上限額
2市町村	5億円
3市町村	6億円
4市町村	7億円
5市町村	8億円
6市町村	9億円
7市町村以上	10億円

県事業の重点実施、補助金等の優先採択

合併市町村に対し、市町村建設計画に基づく事業のうち、別表1に掲げる対象施
設・設備を内容とする対象事業について、重点実施や優先採択を行う。

この場合において、市町村建設計画に基づき、中心部と周辺部の格差が生じない
よう均衡あるまちづくりを図るとの観点から、合併市町村内で周辺となる地域に係
る事業を優先するものとする。

合併により不利益を被らないための補助要件等の緩和

合併により、補助要件を欠いたり補助率が低下する場合や、あるいは占用料単価
が上昇する場合、別表2に掲げる補助金等について、その要件緩和を行う。

新たな行政事務への対応策の実施

合併市町村に対して、合併により生じる新たな行政事務に関し、別表3に掲げる
技術研修等の支援を行う。

なお、新市町村の発足に当たって、特に、合併前からの支援が必要と認められる
場合は、合併前であっても、支援の対象とすることができるものとする(全ての関
係市町村での合併の議決が終了した場合に限る。)

積極的な権限移譲

地方分権に積極的に取り組もうとする合併市町村から、合併後の新市町村の行政能力を高めるために、県の事務事業に関して権限移譲の希望があった場合には、積極的な権限移譲を行う。

県の現地機関の管轄区域及び各種広域化計画での配慮

県の各部局の所管する事務事業の広域化計画や、県の現地機関の管轄区域に関しては、合併市町村の要望を踏まえ適切な対応を行う。

国の市町村合併支援プランの活用

合併市町村のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、国の「市町村合併支援プラン」に掲げる関係省庁の連携による支援策を活用できるよう積極的に支援する。

4 市町村合併の広報・啓発

市町村合併出前講座

要望に応じ、市町村合併の実際の進め方や手続などを含め、県職員を講師として派遣し、積極的な情報提供を行う。

講師派遣事業

要望に応じ、合併協議の先進地等から講師を招へいし、派遣を行うことにより、より具体的、実践的な情報提供を行う。

マスメディア等を使った情報提供

より広い住民層への情報提供が可能となるよう、マスメディアを活用した情報提供及び広報・啓発活動を行う。

5 合併協議や建設計画に沿ったまちづくりの相談体制の整備

合併協議の中で確認された方針や市町村建設計画の内容に沿ったまちづくりを進める観点から、合併市町村等からの相談に応じるため、合併市町村まちづくり支援チームを設置する。

別表 1

県事業の重点実施、補助金等の優先採択の対象となる
施設・設備及び事業

大分野	小分野	対象施設・設備	対象事業	
			合併市町村を対象	周辺地域を対象
生活環境	生活道路・地方主要道の整備等	歩道の整備、道路の拡幅・交差点改良、幹線道路の整備、案内標識の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設等整備費（国補助） ・緊急地方道整備費（国補助） ・道路改良費（国補助） ・まちづくり交付金（国補助） ・市街地整備事業（国県補助） ・道路特殊改良費（国補助） ・交通安全施設費（県単事業） ・地方特定道路整備事業費（県単事業） ・街路事業（県単事業） ・道路改築費（県単事業） ・道路局部改築費（県単事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設等整備費（国補助） ・緊急地方道整備費（国補助） ・道路改良費（国補助） ・まちづくり交付金（国補助） ・市街地整備事業（国県補助） ・道路特殊改良費（国補助） ・交通安全施設費（県単事業） ・地方特定道路整備事業費（県単事業） ・道路改築費（県単事業） ・道路局部改築費（県単事業）
	住宅整備、下水道の整備等	公営住宅等の住宅の整備、まちづくり活動の支援、公共下水道の整備、農業集落排水施設の整備、漁業集落排水施設の整備、浄化槽の整備、住宅関連公共施設（道路、公園）の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅整備事業（国補助） ・高齢者向け優良賃貸住宅事業（国補助） ・特定優良賃貸住宅事業（国補助） ・特定公共賃貸住宅事業（国補助） ・まちづくり交付金（国補助） ・佐賀県まちづくり活動支援制度（県単補助） ・公共下水道事業（国補助） ・農業集落排水事業（国補助） ・漁業集落環境整備事業（国県補助） ・浄化槽市町村整備推進事業（国補助） ・浄化槽設置整備事業（国補助） ・住宅市街地基盤整備事業（国補助） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅整備事業（国補助） ・高齢者向け優良賃貸住宅事業（国補助） ・特定優良賃貸住宅事業（国補助） ・特定公共賃貸住宅事業（国補助） ・まちづくり交付金（国補助） ・佐賀県まちづくり活動支援制度（県単補助） ・公共下水道事業（国補助） ・農業集落排水事業（国補助） ・漁業集落環境整備事業（国県補助） ・浄化槽市町村整備推進事業（国補助） ・浄化槽設置整備事業（国補助） ・住宅市街地基盤整備事業（国補助）

大分野	小分野	対象施設・設備	対象事業	
			合併市町村を対象	周辺地域を対象
	港湾の整備等	港湾の整備(けい留施設、外郭施設等)等	・港湾改修費補助事業(国補助)	・港湾改修費補助事業(国補助)
	情報通信網の整備等	ケーブルテレビの整備、移動通信用鉄塔施設の整備等	・新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業(国県補助) ・移動通信用鉄塔施設整備事業(国県補助)	・新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業(国県補助)
	公園・緑地の整備	都市公園の整備、自然公園の整備等	・都市公園整備事業(国補助) ・まちづくり交付金(国補助) ・市街地整備事業(国県補助) ・自然公園施設整備事業費補助(県単補助)	・まちづくり交付金(国補助) ・市街地整備事業(国県補助) ・自然公園施設整備事業費補助(県単補助)
	廃棄物処理対策	廃棄物処理施設の整備等	・廃棄物処理施設整備事業(国補助)	
保健医療福祉	福祉の充実	高齢者福祉施設の整備、障害者福祉施設の整備、保育所、幼稚園の設置、児童館の設置、ファミリーサポートセンターの設置等	・特別養護老人ホーム等整備費補助(国県補助) ・障害児(者)施設整備費補助(国県補助) ・保育所施設整備補助金(国県補助) ・幼稚園整備補助金(国県補助) ・児童館整備費補助(国県補助) ・佐賀県ファミリーサポートセンター事業費補助(県単補助)	
農林水産業	農林業の振興	農村の生活環境の整備(集落道、水路、農産物直売所、農村公園、親水施設等)、農業水利施設等の整備、農地、農業用施設、用排水路等の整備、農業機械・施設・設備等の整備、農道の整備(ほ場間、ほ場と集落、ほ場と集出荷施設等の農業施設、	・生産基盤と環境整備を総合的に実施する事業(国県補助) ・中山間地域農業農村活性化支援事業(県単補助) ・土地改良施設維持管理適正化事業(国県補助) ・さが農業農村振興整備事業(県単補助) ・県営経営体育成基盤整備事業(国県補助) ・県営地域水田農業支援緊急整備事業(国県補助)	・土地改良施設維持管理適正化事業(国県補助) ・さが農業農村振興整備事業(県単補助) ・県営経営体育成基盤整備事業(国県補助) ・県営地域水田農業支援緊急整備事業(国県補助) ・県営畑地帯総合整備事業(国県補助) ・土地改良施設修繕保全事業(国県補助) ・基盤整備促進事業(国県補助)

大分野	小分野	対象施設・設備	対象事業	
			合併市町村を対象	周辺地域を対象
	農林業の振興	農業施設と幹線道路等)、山村地域の居住環境整備(用排水施設、防災施設、森林利用施設整備等)、林道の整備(森林基幹道、森林管理道、峰越連絡道、林道舗装等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営畑地帯総合整備事業(国県補助) ・ 土地改良施設修繕保全事業(国県補助) ・ 基盤整備促進事業(国県補助) ・ 新たな米政策対策事業(県単補助) ・ プロ園芸農業者育成対策事業(県単補助) ・ 人と環境にやさしい園芸農業拡大対策事業(県単補助) ・ 県営農林業用揮発油税財源身替農道整備事業(国県補助) ・ 県営一般農道整備事業(国県補助) ・ 広域営農団地農道整備事業(国県補助) ・ 森林居住環境整備事業(国補助、国県補助) ・ 森林環境保全整備事業(国補助、国県補助) ・ 林道舗装事業(国補助、国県補助) ・ ふるさと林道緊急整備事業(県単事業) ・ 県単団体営林道事業(県単補助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営農林業用揮発油税財源身替農道整備事業(国県補助) ・ 県営一般農道整備事業(国県補助) ・ 広域営農団地農道整備事業(国県補助) ・ 森林居住環境整備事業(国補助、国県補助) ・ 森林環境保全整備事業(国補助、国県補助) ・ 林道舗装事業(国補助、国県補助) ・ ふるさと林道緊急整備事業(県単事業) ・ 県単団体営林道事業(県単補助)
	水産業の振興	漁場の整備(藻場、増殖場、魚礁等)、漁港の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸漁業振興特別対策事業費補助(県単補助) ・ 県営広域漁港整備事業(国補助) ・ 県営漁港機能高度化事業(国補助) ・ 市町村営広域漁港整備事業(国県補助) ・ 市町村営特定漁港整備事業(県単補助) ・ 市町村営地域漁港整備事業(国県補助) ・ 市町村営漁港機能高度化事業(国県補助) ・ 市町村営漁港漁村活性化対策事業(国県補助) ・ 県営漁港小規模事業(県単事業) ・ 市町村営漁港小規模事業費補助(県単補助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営広域漁港整備事業(国補助) ・ 県営漁港機能高度化事業(国補助) ・ 市町村営広域漁港整備事業(国県補助) ・ 市町村営特定漁港整備事業(県単補助) ・ 市町村営地域漁港整備事業(国県補助) ・ 市町村営漁港機能高度化事業(国県補助) ・ 市町村営漁港漁村活性化対策事業(国県補助) ・ 県営漁港小規模事業(県単事業) ・ 市町村営漁港小規模事業費補助(県単補助)

大分野	小分野	対象施設・設備	対象事業	
			合併市町村を対象	周辺地域を対象
商工業	商工業の振興	商店街の活性化（ファサード整備、利便施設整備、空き店舗の利活用等）	<ul style="list-style-type: none"> ・がんばる商店街施設整備事業費補助（県単補助） ・商店街空き店舗活用事業費補助（県単補助） 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街空き店舗活用事業費補助（県単補助）
教育文化	学校教育・社会教育の充実	小中学校の校舎等の整備、社会教育の情報化整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校施設整備（国補助） ・生涯学習活動のIT化支援事業（国事業） 	
	文化の振興	文化財等の維持・管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財整備費補助事業（国県補助） ・文化財整備費補助事業（県単補助） 	
その他	CSO活動・コミュニティ活動支援等	CSO活動拠点の整備、コミュニティ活動拠点の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・CSO活動拠点整備事業（県単補助） ・まちづくり交付金（国補助） ・コミュニティ助成事業（宝くじ助成事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり交付金（国補助） ・コミュニティ助成事業（宝くじ助成事業）

別表 2

合併により不利にならないような補助要件等の緩和

<p>地方バス路線運行対策費補助</p> <p>合併後の地域の生活路線たる地方バスの運行維持を図るため、「複数の市町村にまたがること」としている補助要件について、市町村合併によりこの補助要件を欠くことにならないよう、合併市町村については、一定期間、合併前の市町村を一の市町村とみなす旨の取扱いを行う。</p>
<p>水道施設整備事業</p> <p>離島を有する市町が実施する簡易水道の施設整備を支援する本事業において、合併に伴い財政力指数が変動し、補助率が低くなる場合に、合併年度及びこれに続く3年度は従前の補助率を適用する。</p>
<p>ミニ・シルバー人材センター新規設置補助</p> <p>高齢者の労働能力の活用と就業機会の増大を図るため、「1市町村1か所」としている補助要件について、未設置市町村が設置市町村と合併することによりこの補助要件を欠くことがないように、平成17年度までに、合併前の未設置市町村の区域内に既設センターの活動拠点を新設する場合に補助対象とする。</p>
<p>炎博記念地域活性化事業費補助</p> <p>地域住民が主体となって行う合併後のまちづくりを支援するため、合併した市町村の継続事業については、現行の年間採択件数枠（1市町村当たり市町村事業1件、民間事業1件）の枠外として取り扱う。</p>
<p>佐賀縣市町村権限移譲交付金</p> <p>知事の権限に属する事務を市町村へ移譲したのについて交付する市町村権限移譲交付金のうち均等割事務交付金について、市町村合併により交付金の額が急激に減少するのを緩和するため、一定期間、旧市町村への交付額の合計額を確保する。</p>
<p>道路占用料等の徴収</p> <p>道路、河川等の占用料は、市部と郡部とで単価が異なっているが、合併により市となった町村については、単価が上昇するのを緩和するため、平成19年3月31日までの間、町村部の単価を適用する。</p>

別表 3

新たな行政事務への対応策

<p>建築主事の設置に伴う技術的支援</p> <p>市町村合併に伴い新たに建築主事を置き特定行政庁となる場合、市町村職員に対する専門的な技術研修の実施など新たな行政事務を執行するための体制整備を支援する。</p>
<p>新福祉事務所設置の支援</p> <p>町村合併に伴い新市が新たに福祉事務所を設置する場合や、市町村合併に伴い新市が新たに広範な地域を管轄することとなる場合、新市が処理することとなる新たな事務について、要請に応じて、研修会・講習会の開催や関係町村職員の県福祉事務所への受入研修を実施する。また、新市からの要請があった場合、必要に応じて人的支援を行う。</p>

